

福井県雇用維持緊急助成金 交付要領

(通則)

第1条 福井県雇用維持緊急助成金（以下「助成金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県労働政策課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）およびこの交付要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響等の経済上の理由により、事業活動の縮小や事業所の一時閉鎖に伴い従業員を休業させた事業主に対し助成される国の「雇用調整助成金」および「緊急雇用安定助成金」（以下「国の助成金」という。）に、県独自で上乗せ支給を行うことにより、労働者が安心して休業できる環境を整備し、解雇の防止と雇用の維持を図る。

(実施期間)

第3条 助成金の実施期間は、国が緊急対応期間として定める令和2年4月1日から同年6月30日までとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の支給対象者は、国の助成金の支給決定通知書（以下「国の支給決定通知書」という。）を受け取った事業主で、福井県内の事業所において休業、教育訓練または出向（以下、「休業等」という。）を実施した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者に係る県の納税状況に関する情報により県税の滞納が確認された場合は、県はこの助成金を支給しないものとする。

この場合、県が、県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出を申請者に通知した日の翌日から一月以内に申請者が納税証明書を提出した場合に限り、県は助成金を支給するものとする。

3 前項後段の通知にもかかわらず、申請者から期限内に県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出がないときは、県は、申請者に対し、申請中の助成金の不支給の決定を行い、通知するものとする。

(助成対象となる休業等)

第5条 助成金の対象となる休業等は、令和2年1月24日から同年6月30日までに実施し、国の助成金の支給対象となったものとする。なお、休業等対象期間とした一月の賃金締切期間が、令和2年1月から同年4月の期間であるものは、令和2年4月に実施したものとみなすことができる。

(助成対象額)

第6条 助成金の対象となる額（以下「助成対象額」という。）は、次の式により算出した額とする。

(国の助成金の基準賃金額) × (月間休業等延べ日数)

- 2 前項の規定にかかわらず、福井県外（以下「県外」という。）にある本社等が県外の労働局または公共職業安定所（以下「労働局等」という。）に福井県内（以下「県内」という。）の事業所における休業等を含めて国の助成金の支給申請を行った場合は、次の式により算出した額を助成対象とする。

(国の助成金の基準賃金額) × (県内の事業所における月間休業等延べ日数)

(支給額等)

第7条 助成金の支給額は、助成対象額の10分の1の額とする。ただし、国の助成金の基準賃金額から助成額単価を引いた額に月間休業等延べ日数を乗じた額の方が小さい場合、当該額を支給額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1人日当たりの県の助成額は、中小企業は926円、大企業は1,111円を上限とするほか、1事業所当たりの支給上限額は合計100万円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国の助成金の助成率が10/10の場合または国の助成金の助成額が、中小企業9,256円、大企業9,441円を超える場合は、助成金を支給しないものとする。

(支給申請等の手続き)

第8条 助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、別紙「福井県雇用維持緊急助成金 支給申請書兼請求書」（以下「支給申請書兼請求書」という。）（様式1、2または3）を県に郵送で提出するものとする。この場合、申請者が国の助成金の支給申請を県内の労働局等に行ったときは様式1を、県外の労働局等に行ったときは様式2を、小規模事業主用の様式を用いて申請した場合は様式3を使用するものとする。

- 2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書兼請求書とともに県に郵送で提出するものとする。この場合、申請者は(1)および(2)の書類について原本と相違ないことの証明を行うものとする。

(1) 国の助成金の支給決定通知書の写し

(2) 以下に掲げる国の助成金に係る労働局等への提出書類の写し

①様式特第7号もしくは10号または様式新特第7号もしくは10号 雇用調整助成金（休業等）支給申請書（「緊急雇用安定助成金」の場合は様式第2号（1）または新第2号（1）、国の助成金の申請の際に、小規模事業主用の様式にて申請した場合は、様式特小第1号もしくは新特小第1号（雇用調整助成金）または様式小第1号もしくは新小第1号（緊急雇用安定助成金））

②様式特第8号もしくは11号または様式新特第8号もしくは11号 助成額算定書の写し（「緊急雇用安定助成金」の場合は、様式第2号（2）または新第2号（2）、ただし、国の助成金の申請の際に小規模事業主用の様式にて申請した場合は②は不

要)

(3) 振込先口座の預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。なお、この写しは初回申請時のみ提出するものとする。)

3 前項の規定にかかわらず、申請者が国の助成金の支給申請を県外の労働局等に行った場合は、次の全ての書類を支給申請書兼請求書とともに県に郵送で提出するものとする。この場合、申請者は次の(1)および(2)の書類について原本と相違ないことの証明を行うものとする。

(1) 国の助成金の支給決定通知書の写し

(2) 以下に掲げる国の助成金に係る労働局等への提出書類の写し

①様式特第7号もしくは10号または様式新特第7号もしくは10号 雇用調整助成金(休業等)支給申請書(「緊急雇用安定助成金」の場合は、様式第2号(1)または新第2号(1))

②様式特第8号もしくは11号または様式新特第8号もしくは11号 助成額算定書の写し(「緊急雇用安定助成金」の場合は、様式第2号(2)または新第2号(2))

③様式特第9号もしくは新特第9号または12号 実績一覧表の写しまたは任意様式で記載内容が同じものの写し(なお、この写しには県内の事業所で休業を行った者が分かるよう該当者の氏名欄に申請者が○印を付けるものとする。)

(3) 振込先口座の預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。なお、この写しは初回申請時のみ提出するものとする。)

4 申請者は、国の支給決定通知書の日付の翌日から一月以内に支給申請書兼請求書および添付書類を県に郵送等で提出するものとする。ただし、災害、事故その他やむを得ない事情のため遅延した場合はこの限りでない。

5 県は、支給申請書兼請求書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「福井県雇用維持緊急助成金 支給決定通知書」(様式4)により申請者に通知する。

(助成金の不正受給)

第9条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を県から受け、または受けようとした事業主に対しては、当該不正に係る助成金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該助成金を不支給とした日、または当該助成金の支給を取り消した日以後三年間、助成金を支給しない。

(不正受給の定義)

第10条 助成金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書兼請求書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(事業主への通知)

第11条 不正受給であることが判明した場合には、県は当該事業主に対し第12条の規定に基づき助成金の返還の手続を行った上で、助成金を不支給とした日または助成金の支給を取り消した日以後三年間、当該事業主に対して助成金等を支給しないこととする旨を「福井県雇用維持緊急助成金支給決定取消通知書(様式7)」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び助成金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第12条 県は、助成金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合には、国の助成金支給決定取消通知書の写しに基づき、福井県雇用維持緊急助成金支給決定取消通知書(第1号に該当する場合にあっては様式7、第2号に該当する場合にあっては様式8、第3号に該当する場合にあっては様式9)により、当該事業主に対して、次の各号に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

(1) 当該事業者が偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部、または一部の額および必要に応じて当該事業主以外の事業主に支給した助成金の全部、または一部

(2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給をした場合

当該支給すべき額を超えて支払った部分の額

(3) 当該事業者が労働基準法第26条の規定に違反して支払った手当について助成金の支給を受けた場合

助成金のうち当該違反して支払った手当に係る部分の額

(延滞金)

第13条 前条第一項の(1)または(3)の規定により返還を請求した助成金については、当該事業者が助成金を受領した日を履行期限と指定して、県は当該事業者に対し、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じ、福井県補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を請求するものとする。

(その他)

第14条 この交付要領または国の助成金要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和2年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、同項の(2)に規定する提出書類については、当分の間、県への提出を要しないこととすることができる。